

平成29年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	420	地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる
施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る
施策の目標	福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受けることができ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、住みなれた地域で安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	50.0				60.0					70.0
実績	51.2									

指標名	市民後見人養成研修修了者数・市民後見人受任者数累計									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	46人・25件				121人・75件					196人・125件
実績	46人・25件									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移 (千円)	
本格的な少子高齢化社会の到来や核家族化、都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化、さらに価値観やライフスタイルの多様化等が見られる中、地域の生活課題はますます多種多様になっている。区民が適切なサービスを選択し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、これまで以上に福祉サービスの改善や質の向上を促進していく必要がある。また平成25年度より、区内でのみ事業を行う社会福祉法人の認可及び指導権限が区に移譲され、所轄庁として所管法人の運営健全化を支援していく必要がある。	H28	23,020
	H29	
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	社会福祉法人が地域福祉の重要な担い手であるから、引き続き指導検査を通じて育成する必要がある。成年後見人への報酬助成について、対象となるケースが増加しているため、今後も継続する必要がある。

4 今後の施策の運営方針

評価	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。

【上記の判断理由】
 第三者評価制度の受審費用の助成を通じ、利用者がサービスを選択する際に有用な情報を提供するとともに、サービス向上に向けた事業者の取り組みを一層促進していくことが必要である。

【今後の具体的な方針】
 第三者評価推進事業は、未受審の事業所の受審を促進する。指導検査等事業については、都区の福祉サービス指導検査体制の検討状況等を踏まえ検討する。成年後見人への報酬助成は、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標		直近の評価内容
				年度目標値	推移	評価結果
				年度実績値		評価対象年度
1	成年後見制度に関する事業	9,785	成年後見制度の活用が必要にもかかわらず申立人がいない方に対して、支援を行うことで、権利擁護と生活の安定した状態となり、利用者のニーズに合った地域福祉サービスの質と量の向上を図ることができる。	46	↗	現状維持
				56		平成28年度
2	福祉サービス第三者評価推進事業	9,292	客観的な基準からサービス内容等を評価し、結果を公表する過程を通じて、福祉サービスの質の向上を図ることができる。	42	↘	現状維持
				28		平成28年度
3	社会福祉法人指導検査等事業	3,943	法令・通知等に定められた事項について、法人に対する認可及び指導監査等を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保され、本区の地域福祉が推進される。	11	→	現状維持
				11		平成28年度
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	部内優先順位					
事務事業	成年後見制度に関する事業					1		
事業概要	認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大している。このような状況の中、地域で支える社会貢献型の「市民後見人」を養成するため、社協と連携を取りながら、養成研修等を実施している。					主管課・係（担当）		
						厚生課厚生係		
						5608-6150		
施策への 関 連 性	判断能力が不十分で、成年後見制度の活用が必要にもかかわらず申立人がいない方に対して、支援を行うことで、権利擁護と生活の安定した状態となり、利用者のニーズに合った地域福祉サービスの質と量の向上を図ることができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	親族等に頼ることのできない区長申立の件数が増加しているため。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	市民後見人養成研修修了者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		196	37	目 標	46	64	82	100
				実 績	56			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	121	136	151	166	181	196
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	市民後見人を養成していくことが、今後成年後見制度及び地域を支える上で重要であると考えため。例年、研修修了者数が10～20人であるため、上記のように目標値を設定する。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	市民後見人受任者数累計				単 位	件
最終目標値		目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31		
125		37	目 標	25	37	50	62	
			実 績	36				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		75	85	95	105	115	125	
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
養成した市民後見人が実際に後見人として活躍することで、成年後見制度及び地域を支える上で重要である。例年、受任件数が10～15人であるため、上記のように目標値を設定する。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	9,785							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
親族等に頼ることのできない区長申立の件数が増加しているため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために必要な事業である。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
家庭裁判所への申立て事務は、書式等が決まっているため事業の効率化は難しい。					
中間・最終年度の講評	さまざまな関係機関と連携し、区長申立てが必要なケースを把握しながら、現行の事業を着実に実施していく必要がある。				
今後の方向性	報酬助成について、対象となるケースが増加しているため、利用しやすいようにさらに周知を行っていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	部内優先順位					
事務事業	福祉サービス第三者評価推進事業					2		
事業概要	東京都福祉サービス第三者評価制度及び福祉サービス第三者評価受審費用の助成に関する要綱に基づき、区立施設の評価受審及び民間事業所の評価受審に係る費用の補助を行う。					主管課・係 (担当)		
						厚生課社会福祉法人係		
						5608-1169		
施策への 関連性	客観的な基準からサービス内容等を評価し、結果を公表する過程を通じて、福祉サービスの質の向上を図ることができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	本事業を通じ、地域福祉サービスの質を向上させるとともにサービスの選択を容易に行いたいという区民のニーズに応えることができる。							
	代替可能性の状況 (区が実施する必要性等)							
	区立施設の評価受審は、施設の設置者である区が自ら行う必要がある。また、民間事業所の評価受審費補助についても、引き続き区が実施することが適当と考えられる。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	福祉施設受審数				単 位	施設数
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		42	37	目 標	42	42	42	
				実 績	28			
			H32	H33	H34	H35	H36	
			目 標	42	42	42	42	
		実 績				42		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	より多くの施設において第三者評価が実施される必要があるため。目標値は、基準年における予算編成の根拠数値とした。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	福祉施設受審経費				単 位	千円
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		17,400	37	目 標	17,400	17,400	17,400	
			実 績	9,292				
		H32	H33	H34	H35	H36		
		目 標	17,400	17,400	17,400	17,400		
	実 績				17,400			
指標の選定理由及び目標値の理由								
より多くの施設において第三者評価が実施される必要があるため。目標値は、基準年における予算額とした。								
財 政 面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	9,292							
	H35	H36	H37	[予算の傾向] 概ね横ばい				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
利用者のサービス選択及び福祉サービス向上に役立っている。東京都福祉サービス第三者評価制度の対象サービスも増加しており、今後さらなるニーズの拡大が見込まれる。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
福祉サービス第三者評価の受審により、当該事業者が福祉サービス向上に取り組むことが期待される。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
都補助事業であり、都基準に基づき事業を実施している。					
中間・最終年度の講評	本事業は、「福祉サービス利用者によるサービス選択の確保」及び「福祉サービスの質的向上」に有用であるため、引き続き民間施設の受審を促進していく必要がある。				
今後の方向性	該当施設への周知をはかり、計画的な受審を促進していく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	422	利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る	部内優先順位					
事務事業	社会福祉法人指導検査等事業					3		
事業概要	社会福祉法第30条に規定する所轄庁として、社会福祉法人の認可及び指導監査等を実施する。					主管課・係（担当）		
						厚生課社会福祉法人係 5608-1169		
施策への 関連性	法令・通知等に定められた事項について、法人に対する認可及び指導監査等を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保され、本区の地域福祉が推進される。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	本事業を通じて、法人の事業経営の透明性が確保され、区民のニーズに合致した福祉サービスの質の向上を図ることができる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	本事業は法定受託事務であり、区長が所轄庁として行うべき事務の内容が法令等で定められていることから、本事業を他に代替することはできない。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	一般指導監査の実施件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		7	37	目標 実績	11 11	7	9 9	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	6	7	9	9	6	7
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	計画的に指導監査を行う必要があるため、その実施回数を指標に選定した。なお、国通知に定める監査実施頻度が法人ごとに異なるため、各年度の実施計画件数（＝目標値）が規則的に推移していない。このため現時点で予定する平成37年度の実施件数を最終目標値とする。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	指導監査における文書指摘の件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	0 5	0	0 0	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標		0	0	0	0	0	0	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
指導監査において、法人が適正に運営されている場合は文書指摘を行わないことから、当該件数を法人に対する指導の成果目標として選定した。なお、すべての法人において文書指摘が行われない状態（＝文書指摘件数0件）を目標値、最終目標値とする。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,943							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 概ね横ばい				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の健全な運営の維持・向上に役立っている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
関係機関と連携を図りながら、社会福祉法人の抱える課題が速やかに解決されるよう対応している。会計分析については、委託により専門的見地を踏まえたうえで的確な指導・助言を行っている。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
施設・福祉サービス検査担当部門との統合を検討している。年度当初に定める検査計画に基づき、計画的に指導検査を実施している。					
中間・最終年度の講評	地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の設立や指導検査を通じて健全な法人運営の支援をしている。法定受託事務であるため、裁量の範囲は限られているので、現状のまま継続する。				
今後の方向性	国の法令や東京都の福祉サービスの検査体制などの状況を踏まえ、法人指導検査と施設・福祉サービス検査の一体的な指導検査体制について検討していく。				